

研究助成金等交付規程

公益財団法人エリザベス・アーノルド富士財団

公益財団法人エリザベス・アーノルド富士財団
研究助成金等交付規程

第1章 総 則

(規程の目的)

第1条 本財団定款第3条の目的、および第4条に定める研究助成金等の交付を行うために、本規程を定める。

(研究助成金等の種類および額)

第2条 研究助成金等の種類および金額は次の通りとする。

- 1) 個人研究助成金 50万円以上
- 2) 団体研究助成金(団体に準じるものを含む) 50万円以上
- 3) 舟橋重明記念奨励助成 50万円以上

第2章 研究助成金の申請および交付

(申請書および推薦状の提出)

第3条 研究助成金の交付を受けようとするものは、申請書に研究計画書等を添え、各所属長、又はこれに相当するものの推薦を経て、指定期日までに本財団に提出するものとする。

- 2 研究助成金の継続交付を希望するものは、継続交付申請書を提出するものとする。

(交付決定)

第4条 研究助成金ならびに奨励助成金の交付決定は、本財団の選考委員会の推薦を経て理事会がこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合は、理事会がこれを決定することができる。この場合、理事長は選考委員会および評議員会に、その旨報告しなければならない。

- 2 研究助成ならびに奨励助成金の交付を決定した時は、所属長又はそれに相当する推薦者を通じて通知する。

(領収書の提出)

第5条 研究助成金ならびに奨励助成金の交付を受けたものは、直ちに研究助成金ならびに奨励助成金領収書を本財団宛に提出しなければならない。

(研究の結果および中間報告書の提出)

第6条 研究助成金の交付を受けたものは、翌年8月末日までに、研究の成果を本財団に報告しなければならない。しかし、この時点において研究が終了していない場合は、中間報告書を提出するものとする。

(研究助成金の使途報告書の提出)

第7条 研究助成金の交付を受けたものは、翌年8月末日までにその資金使途を本財団宛に報告しなければならない。

(研究の結果生じた権利の所属)

第8条 研究助成金の交付を受けて行った研究の成果として生じた知的所有権や工業所有権については制限をしないものとする。

(研究助成等の交付中止)

第9条 研究助成金等は原則として返済される必要はないが、次の各項の一に該当するものは研究助成金等の交付を中止し、かつ助成金の金額又は一部の返済を求めることができる。

- 1) 研究助成金を受けている個人又は団体が交付対象とする研究を正当な理由なく中止又は休止した時。
- 2) 研究助成金を受けている個人又は団体に重要な変更があつて、研究の継続が事実上不可能であると認められる場合。
- 3) その他本規程に違反する行為があつた場合。

第3章 補 則

(実施細則)

第10条 本規程の実施について必要がある場合には別にこれを定める。

(変更)

第11条 この規程の変更については、本財団の定款第32条第2項第2号の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、昭和59年5月12日から施行する。

この規程は、平成4年5月18日から施行する。

この規程は、平成10年8月14日から施行する。

この規程は、平成21年5月28日から施行する。

この規程は、平成25年5月14日から施行する。

この規定は、令和2年3月20日から施行する。